一般競争入札の参加者の資格等(告示)

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。)第 167 条の５第１項及び第 167 条の５の２の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和８年 10 月 28 日

長崎県知事　平田　研

１　一般競争入札に付する事項

科学捜査研究所集塵装置点検整備業務委託

２　競争入札に参加することができない者

(1) 令第 167 条の４第１項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第１号の規定に該当しない者である。

(2) 令第 167 条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、３年間を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第３条の規定に基づく、管工事業に係る建設業の許可を有していない者

(4) 工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等（昭和 53 年 12 月８日長崎県告示第 975 号）に基づく入札参加資格を有していない者

(5) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(6) 競争入札に付する事項に関し、原則として１年以上の営業実績を有しない者

(7) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者

(8) この告示の日から入札の期日までの間において「長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和５年２月 17 日付け崎組（暴排）第７号）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

(9) 長崎県内に本店、支店又は営業所を置かない者

３　競争入札参加者の資格及び審査

(1) 競争入札参加者の資格は、令第 167 条の５第１項及び第 167 条の５の２に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。

(2) 審査事項

ア　建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第３条の規定に基づく管工事業に係る建設業の許可の有無

イ　工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等（昭和 53 年 12 月８日長崎県告示第 975 号）に基づく入札参加資格の有無

４　入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から、令和８年 11 月 12 日(木)までの間(県の休日を除く。)の午前 10 時から午後５時までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書(様式第１号。以下「申請書」という。)は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県警のホ

ームページから入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は、申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に持参し提出すること。

ア　建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第３条の規定に基づく管工事業に係る建設業の許可を証する書類の写し

イ　印鑑届(様式第２号)

ウ　誓約書

エ　口座振替申込書（様式第３号）

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア　申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ　申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和 22 年大蔵省令第 95 号)第 16 条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（名称）　長崎県警察本部警務部会計課(契約係)

（住所）　〒850－8548　長崎県長崎市尾上町３番３号

（電話）　095－820－0110　内線 2235

5　資格審査結果の通知

資格審査結果通知書(様式第４号)により通知(原則として郵送)する。

6　資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和 10 年３月 31 日までとする。

7　資格審査申請書記載事項の変更届

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届(様式第５号)を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 所在地

(3) 代表者

(4) 使用印鑑

(5) 委任事項

(6) 金融機関取引口座

(7) 電話番号

8　競争入札参加資格変更審査申請

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく競争入札参加資格変更審査申請書(様式第６号)を提出し、審査を受けなければならない。

(1) 合併、営業譲渡、相続等により組織の変更が生じたとき。

(2) 会社分割制度(商法等の一部を改正する法律(平成 12 年法律第 90 号))よる会社分割により組織の変更が生じたとき。

9　資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、２の(1)又は(8)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、２の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し又は３年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他

の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は３年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。